

自然災害時における生徒の登校について

気象庁による気象情報で、『世田谷区』に『警報』が発令された場合、以下のとおりとする。

6時の時点で警報が、	発令中→2時限目までは自宅学習
8時の時点で警報が、	解除→3時限目から平常授業
	発令中→4時限目までは自宅学習
10時の時点で警報が、	解除→5時限目から平常授業
	発令中→臨時休業

※ 警報には特別警報も含まれます。

※ 警報または特別警報の種類については、「大雨」「暴風」「暴風雪」「大雪」のいずれかとします。

※ 自宅付近に警報が発令されていた場合は、保護者の判断で自宅待機させてください。
出欠については保護者の連絡により不利にないようにします。